４８ページ

７　医療について

（１）重度心身障害児・しゃ医療費（福祉医療）の助成

　県内にお住まいで、国民健康保険等の医療保険に加入しており、障害の程度が次に該当する重度心身障害のある人は、医療費にかかる保険給付（国民健康保険・健康保険等）の自己負担分について、市町村が助成を行います。ただし、65歳以上で平成15年10月１日以後、新たに重度障害者の認定を受けた人は、対象となりません。（市町村民税非課税世帯の人を除く）

●対象者

・身体障害者手帳は、１級または２級の人が対象です。

・療育手帳は、Ａわん（最重度）またはＡつー（重度）の人が対象です。

・身体障害者手帳については、３級または４級を所持し、療育手帳Ｂわん（ちゅうど）の知的障害と認定された18歳未満の合併障害の人

●制度の利用方法

①　お住まいの市町村役場で、障害医療費受給者証（高齢障害者医療費受給者証）の交付を受けてください。（身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印鑑、マイナンバーの確認ができる書類が必要です。）

②　医療機関で受診する際に、健康保険証と受給者証を窓口に提示してください。

　（１）入院時の食事療養費は助成の対象となりません。

　（２）国民健康保険等の医療保険に加入していない人は、この制度は適用されません。

　（３）市町村によって対象要件を広げている場合もあります。詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

（２）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付（後期高齢者医療）

　65歳以上75歳未満のかたで一定以上の障害（かひょう参照）がある方は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療の給付の対象となります。なお、申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することもできます。（75歳以上の人は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）

●制度の利用方法

　対象者となるには、お住まいの市町村で申請手続きをおこなってください。

●65歳から対象となる障害程度

　※高齢者の医療の確保に関する法律施行令の障害状況ひょうに準じます。

①視覚障害は３級以上

②聴覚障害は３級以上

③平衡機能は３級

④音声・言語機能障害は４級以上

⑤そしゃく機能障害は３級

⑥免疫機能障害は３級以上

⑦内部障害は３級以上

⑧肢体（じょうし）障害は３級以上

⑨肢体（下肢）障害は３級以上、４級の一部

⑩肢体（たいかん）障害は３級以上

⑪知的障害はAわん・Aつー

⑫精神障害は１、２級

詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

（３）更生医療の支給（自立支援医療）

　身体障害者手帳の交付を受けたかたが、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を、指定医療機関（52、53ページ参照）で受けることができます。

●自己負担額

　自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

　入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

４９ページ

●申請に必要なしょ類

　手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能なしょ類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

●申請手続き

　お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で申請手続きをおこなってください。

【添付書類】医師の意見しょ、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、　マイナンバーの確認ができるしょ類、身元確認ができるしょ類

　世帯の範囲は、どういつの医療保険に加入している家族になります。以下同じ。

以下、対象となる医療例を障害種と原因疾病例、期間ごとに挙げます。

①視覚障害で白内障が原因疾病のときに水晶体摘出術と眼内レンズ挿入術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

②視覚障害で網膜剥離が原因疾病のときに網膜剥離手術（こう凝固術）を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

③視覚障害で眼球摘出後の組織充填術や義眼包理術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

④聴覚障害で、感音性難聴が原因疾病のときに人工内耳埋め込み術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑤聴覚障害で、外耳性難聴が原因疾病のときにがいじどう形成じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑥聴覚障害で、慢性中耳炎が原因疾病のときにこしつ形成じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑦そしゃく言語機能障害で、口蓋裂が原因疾病のときに歯科矯正じゅつを１年かけておこなった場合。

⑧肢体障害は、原因疾病が変形性関節症、慢性関節リウマチ、こつ壊死性疾患、代謝性疾患に基づくこつ関節の変化、外傷性のこつ関節の変化、こつ関節の感染症後による場合が対象です。

期間については概ね３ヶ月の入院・通院をした場合です。症状別に３通りに分かれます。

まひに対して、理学療法、作業療法、言語療法、装具療法を上記の期間おこなった場合。

関節こうしゅく・きょうちょく・変形に対して、関節固定手術、関節形成手術、骨切りじゅつ、人工関節置換じゅつを上記の期間おこなった場合。

不良切だんたんに対して、ぎし装着のための断端形成じゅつ、断端延長じゅつを上記の期間おこなった場合。

⑨小腸機能の障害で、小腸機能全廃が原因疾病であるときに中心静脈栄養法を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑩心臓機能の障害で、心臓弁膜症が原因疾病で弁形成じゅつ、弁置換じゅつをおこない、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑪心臓機能の障害で、先天性しんしっかんが原因疾病でかいしんこんちしゅじゅつ、けっそんこうへいさじゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑫心臓機能の障害で、どうふぜん症候群、ぼうしつブロックが原因疾病でペースメーカー植え込み術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑬心臓機能の障害で、心筋梗塞、狭心症が原因疾病でかんどうみゃく大動脈バイパス移植じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑭心臓機能の障害で、しんいしょくじゅつごに抗免疫療法を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑮じん臓機能の障害で、慢性腎不全が原因疾病である場合で、腎移植じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑯じん臓機能の障害で、慢性腎不全が原因疾病である場合で、人工透析、腹膜透析、腎移植後の抗免疫療法を１年かけておこなった場合。

⑰免疫機能の障害で、HIV感染によるもので抗HIV療法、免疫調節療法を１年かけておこなった場合。

⑱肝臓機能の障害で、ウイルス性肝炎が原因疾病である場合で、肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法を１年かけておこなった場合。

●問い合わせ先

・更生医療（18歳未満）詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

（４）育成医療の支給（自立支援医療）

　県内にお住まいの18歳未満のかたで、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を助成します。助成を受けられる医療機関は、全国の指定された医療機関です。（52、53ページ参照）

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

入院時の食事療養費は、助成の対象になりません。

●申請手続き

　対象児の被保険者の住所地の市町村で申請手続きをおこなってください。

　【添付書類】 医師の意見しょ、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かるしょ類等、 マイナンバーの確認ができるしょ類、身元確認ができるしょ類

●問い合わせ先

・育成医療（18歳未満）詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

●申請に必要な書類

　手当等の申請に必要なしょ類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能なしょ類もあります。

５０ページ

（５）精神通院医療の支給（自立支援医療）

精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に医療費を公費で負担します。

詳しい内容について、問い合わせ先、対象者、利用者の自己負担額、申請先、申請に必要なしょ類、受給者証の交付について、更新の申請について、その他備考の順番で説明していきます。

問い合わせ先

高知県障害保健支援課、電話番号088-823-9669

精神保健福祉センター、電話番号088-821-4966

市町村役場、精神保健福祉申請窓口

支給の対象となるのは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神びょう質その他の精神疾患を有するかたで、通院による精神治療を継続的に要する程度の病状にあるかたです。

ただし、所得の高い一部のかたは対象外となります。

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

申請先は、お住まいの市町村の精神保健福祉担当窓口になります。

申請に必要な書類は、診断しょ、医師の意見しょ（重度かつ継続に該当する場合）、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類とう、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

なお、手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

申請が認定されると、「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担額上限額管理票」が交付されますので、医療機関や薬局等の窓口に提示していただくことになります。

なお、受給者証の有効期限は１年間です。

更新の申請は、有効期限の３か月前から提出することができます。また、有効期限内の更新申請時の診断しょ及び医師の意見しょ（重度かつ継続に該当する場合）の提出は、

前回の申請時から病状の変化及び治療方針等の変更がなければ、２回に１回は省略ができます。

制度を利用するには、通院する医療機関や薬局とうが、県の指定した指定自立支援医療機関（54～56ページ参照）となっている必要があります。

（６）特定医療費（指定難病）の支給　27ページを参照ください。

（７）特定疾患治療研究事業　27ページを参照ください。

（８）小児慢性特定疾病医療費の支給　28ページを参照ください。

（９）重度心身障害児・者の歯科診療

高知県歯科医師会の高知市歯科保健センター及び歯科保健センター幡多分室では、障害のある人の歯科診療を行っています。

診療は予約制となっております。お問い合わせ先は、088-824-7862（歯科保健センター）です。

５１ページ

（１０）長期高額疾病の自己負担限度額（医療保険・後期高齢者医療）について

　長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要になる下記の特定疾病(長期高額疾病)については、高額療養費の自己

負担限度額が10,000円になります。

（70歳未満の上位所得者とその被扶養者の人工透析に係る診療については、自己負担限度額が20,000円になります。）

＜対象疾病＞

　・人工腎臓を実施している慢性腎不全

　・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子障害または、先天性血液凝固第九因子障害に限る)

　・抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

＜制度の利用方法＞

　①　各保険者に申請し、特定疾病療養受療証の交付を受けてください。

　②　病院や薬局等の医療機関を利用する際に、被保険者証と特定疾病療養受療証を窓口で提示してください。

（１２）自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担額について

　自己負担額は、原則として医療費の１割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設け

られています。入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

一月当たりの負担上限額(R4.4.1現在)

①生活保護世帯は０円です。

②市町村民税非課税世帯で、本人の年収が80万円以下の場合は一月あたりの負担上限額は2,500円です。

③市町村民税非課税世帯で、本人の年収が80万円を超える場合は一月あたりの負担上限額は5,000円です。

④市町村民課税世帯については、「重度かつ継続」に該当する場合と該当しない場合で分かれます。

⑤「重度かつ継続」の該当者は、精神通院医療については、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人です。

⑥「重度かつ継続」の該当者は、更生・育成医療については、腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）のある人です。

⑦「重度かつ継続」の該当者は、精神通院・更生・育成医療については、医療保険の多数該当の人（直近の１年間の高額療養費の支給が３回以上ある人）です。

⑧「重度かつ継続」に該当し、市町村民税所得割が３３，０００円未満の場合は一月あたりの負担上限額は5,000円です。

⑨「重度かつ継続」に該当し、市町村民税所得割が３３，０００円以上２３５，０００円未満の場合は一月あたりの負担上限額は10,000円です。

⑩「重度かつ継続」に該当し、市町村民税所得割が２３５，０００円以上の場合は、令和６年３月３１日までは、一月あたりの負担上限額は20,000円です。

⑪「重度かつ継続」に該当せず、市町村民税所得割が３３，０００円未満で、育成医療の場合は令和６年３月３１日までは、医療保険の自己負担限度額は一月あたり5,000円です。

⑫「重度かつ継続」に該当せず、市町村民税所得割が３３，０００円以上２３５，０００円未満で、育成医療の場合は令和６年３月３１日までは、医療保険の自己負担限度額は一月あたり10,000円です。

⑬「重度かつ継続」に該当せず、市町村民税所得割が２３５，０００円以上の場合は、対象外です。

⑭「重度かつ継続」に該当する場合には、平成22年度税制改正における年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う利用者負担額への影響については、できるだけ影響が生じないような対応がなされます。

負担上限額を判断するときの世帯の考え方

・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。

・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。

例）A氏、B氏(A氏の被扶養者)、C氏の３人からなる住民票上の「世帯」を考えます。

A氏とB氏が健康保険に加入し、C氏が国民健康保険に加入すると、この３者からなる世帯は、健康保険加入者のA氏とB氏からなる「世帯」と国民健康保険加入者のC氏からなる「世帯」に２分されます。

税制上、C氏がB氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、C氏とＢ氏は別の「世帯」です。

５２ページ

育成医療と更生医療の両方を行う県内の医療機関は次のとおりです。医療機関めいの五十音順です。

医療の種類　耳鼻咽喉科　医療機関めい　アズマ耳鼻咽喉科・アレルギー科　住所　高知市かみまち2-2-16　電話088-825-0707

医療の種類　じん臓、整形外科、心臓脈管外科、歯科矯正　医療機関めい　いずみの病院 住所　高知市あぞの北まち2-10-53　電話088-826-5511

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　えびす歯科・矯正歯科クリニック　住所　高知市西秦泉寺83番地1 電話088-871-4618

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　おかざき矯正歯科クリニック　住所　高知市さかえだ町3-8-7　OSビル2階 電話088-824-6111

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　おかだ歯科クリニック 住所　高知市新本まち2-19-2　電話088-875-5181

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　かねこ矯正歯科　住所　高知市かみまち1丁目8番13号 電話088-854-8540

医療の種類　心臓脈管外科　医療機関めい　きたむら心臓血管外科・内科　住所　高知市あぞの南まち28-45　電話088-845-6711

医療の種類　形成外科　医療機関めい　毛山病院　住所　高知市ちより町1-2-2　電話　088-883-0515

医療の種類　形成外科　医療機関めい　高知県立療育福祉センター　住所　高知市若草町10-5　電話　088-844-1921

医療の種類　耳鼻咽喉科　心臓脈管外科　眼科　こうくう　じん臓　免疫　腎移植　形成外科　医療機関めい　高知県・高知市病院企業団りつ高知医療センター　住所　高知市池2125-1 088-837-3000

医療の種類　整形外科　医療機関めい　高知整形・脳外科病院 住所　高知市かみまち町4-7-20 電話088-822-1285

医療の種類　整形外科、じん臓、心臓脈管外科、小腸、耳鼻咽喉科　医療機関めい　高知赤十字病院 住所　高知市秦南町1丁目4番63-11号　088-822-1201

医療の種類　じん臓、整形外科　医療機関めい　国立病院機構　高知病院　住所　高知市朝倉西町1-2-25　電話088-844-3111

医療の種類　じん臓　医療機関めい　島津病院　住所　高知市比島町4-6-22　電話088-823-2285

医療の種類　じん臓　医療機関めい　島津クリニック比島　住所　高知市比島町2-10-31 電話088-826-6230

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　たかはし矯正歯科　住所　高知市おおてすじ2-5-11 ｷｬｯｽﾙｶﾞｰﾃﾞﾝﾊｲﾂ2階 電話088-823-8841

医療の種類　じん臓　医療機関めい　竹下病院　住所　高知市与力まち3番8号　電話088-822-2371

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　たにもと歯科・矯正歯科 高知市朝倉東町30-17 ｱｰﾊﾞﾝﾋﾞﾚｯｼﾞⅢ1階　電話088ｰ844-1181

医療の種類　じん臓、心臓脈管外科、形成外科　医療機関めい　近森病院 住所　高知市大川筋1-1-16　電話088-822-5231

医療の種類　整形外科　医療機関めい　畠中クリニック　住所　高知市おおてすじ1-9-22　電話088-822-6105

医療の種類　脳神経外科 医療機関めい　原脳神経外科　住所　高知市なか水道8-1 電話088-824-8181

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　ひろせ矯正歯科　住所　高知市堺町2-26 電話088-875-2212

医療の種類　整形外科　医療機関めい　フレッククリニック　住所　高知市高須新町4-3-20　電話088-885-5800

医療の種類　整形外科、心臓脈管外科　医療機関めい　細木病院　住所　高知市大膳町37　電話088-822-7211

医療の種類　じん臓　医療機関めい　山﨑内科泌尿器科　住所　高知市朝倉横町10-45　電話088-844-3688

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知高須病院室戸クリニック 住所　室戸市室津1番地 電話0887-24-2511

医療の種類　じん臓、心臓脈管外科　医療機関めい　高知県立あき総合病院　住所　安芸市ほうえい町3-33　電話0887-34-3111

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知高須病院附属安芸診療所　住所　安芸市港町2-635　電話0887-34-3848

医療の種類　じん臓、心臓脈管外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、免疫、口くう、形成外科、歯科矯正、肝臓移植　医療機関めい　高知大学医学部附属病院　住所　南国市おこう町こはす185-1　電話088-866-5811

医療の種類　じん臓　医療機関めい　JA高知病院　住所　南国市みょうけんあざ中野526-1 電話088-863-2181

医療の種類　整形外科、じん臓、心臓脈管外科、肝臓移植　医療機関めい

　高知県立はたけんみん病院　住所　宿毛市山奈町芳奈3-1　電話0880-66-2222

医療の種類　じん臓　医療機関めい　しまんとし立市民病院　住所　しまんとし中村東町1-1-27　電話0880-34-2126

医療の種類　じん臓　医療機関めい　のいち中央病院　住所　こうなんしのいち町東野555-18　電話0887-55-1101

医療の種類　じん臓　医療機関めい　もえぎクリニック　住所　香南市赤岡町2066-3　電話0887-57-3050

医療の種類　中枢神経　医療機関めい　田野病院　住所　安芸郡田野町1414-1 電話0887-38-7111

医療の種類　じん臓　医療機関めい　佐川町立こうほく国民健康保険病院 住所　高岡郡佐川町甲1687　電話0889-22-1166

５３ページ

更生医療のみ行う県内の医療機関は次のとおりです。

医療の種類　心臓脈管外科　医療機関めい　岡村病院 住所　高知市いりあけ町1-5 電話088-822-5155

医療の種類　じん臓　医療機関めい　快聖クリニック 住所　高知市かもべ1085-1 電話088-850-0038

医療の種類　じん臓、整形外科　医療機関めい　高知西病院 住所　高知市こうだ317-12 電話088-843-1501

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知記念病院 住所　高知市城見町4-13 電話088-883-4377

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知高須病院 住所　高知市大津乙2705-1　電話088-878-3377

医療の種類　心臓脈管外科　医療機関めい　福田心臓・消化器内科　住所　高知市ひがしじんぜんじ67-1　電話088-822-1122

医療の種類　じん臓　医療機関めい　藤田クリニック 住所　高知市旭まち2-23-35 電話088-820-6001

医療の種類　じん臓　医療機関めい　北村病院 住所　南国市ひがしざき1336-3 電話088-864-2101

医療の種類　じん臓　医療機関めい　島津クリニック 住所　すさき市にしふるいちまち3-15　電話0889-43-0003

医療の種類　じん臓　医療機関めい　川村内科クリニック　住所　宿毛市ひらた町へない1256 電話0880-66-2911

医療の種類　じん臓　医療機関めい　いなん病院　住所　とさしみずし越前町6-1 電話0880-82-1151

医療の種類　じん臓　医療機関めい　松谷病院　住所　とさしみずし天神町14-18 電話0880-82-0001

医療の種類　じん臓　医療機関めい　はたクリニック 住所　しまんとしうやま天神町10-12 電話0880-34-6211

医療の種類　じん臓　医療機関めい　森木病院 住所　吾川郡いの町3674番地　電話088-893-0014

医療の種類　じん臓　医療機関めい　くぼかわ病院 住所　高岡郡しまんとちょう見付902-1 電話0880-22-1111

医療の種類　整形外科　医療機関めい　となん病院　住所　高知市ちよりちょう一丁目５番15号 電話088-882ｰ3126

医療の種類　心臓脈管外科、じん臓　医療機関めい　土佐市立土佐市民病院　住所　土佐市高岡町甲1867　電話088-852-2151

５４ページ

令和５年５月１日現在の指定自立支援医療機関（精神通院医療）

精神通院医療で指定する病院が所在する市町村の内訳は高知市が25、室戸市が１、安芸市が１、南国市が６、土佐市が１、須崎市が２、しまんと市が４、とさしみず市が３、宿毛市が２、

香南市が１、かみ市が１、げいせい村が１、田野町が１、本山町が１、土佐町が１、仁淀川町が１、いの町が１、さかわ町が２、しまんと町が２、ゆすはら町が１、大月町が１です。

各病院ごとに、医療機関の名称、所在地、電話番号の順に記載しています。

１　国吉病院、高知市かみまち1丁目3の4、088-875-0231

２　近森病院、高知市大川筋1丁目1番16号、088-822-5231

３　あいこう病院、高知市いりあけちょう14番2号、088-822-2739

４　高知赤十字病院、高知市はだみなみまち1丁目4番63の11号、088-822-1201

５　土佐病医、高知市新本町2の10の24、088-822-3357

６　高知記念病院、高知市城見町4の13、088-883-4377

７　海辺の杜ホスピタル、高知市ながはま251、088-841-2288

８　谷病院、高知市ぎゅうこう120番地、088-882-4748

９　高知鏡川病院、高知市城山町270、088-833-4328

10　川村病院、高知市かみまち5丁目6番20号、088-823-7433

11　医療法人新松田会　愛宕病院、高知市あたご町1丁目1番13号、088-823-3301

12　細木病院、高知市だいぜんちょう37番地、088-822-7211

13　三愛病院、高知市いっく西まち1の7の25、088-845-5291

14　藤戸病院、高知市かみまち1丁目4の24、088-822-3440

15　高知脳神経外科病院、高知市朝倉ぼ767、088-840-3535

16　げし病院、高知市ほん町3丁目5番13号、088-823-3257

17　医療法人島本慈愛会島本病院、高知市帯屋まち2丁目6の3、088-873-6131

18　もみのき病院、高知市　塚ノ原6番地1、088-840-2222

19　いずみの病院、高知市あぞうの北町2丁目10番53号、088-826-5511

20　医療法人杏林会高知ハーモニーホスピタル、高知市みなみかねだ5番18号、088-883-4785

21　高知医療センター、高知市池2125番地1、088-837-3000

22　やまもと病院、室戸市はねちょう乙1392、0887-26-1810

23　高知県立あき総合病院、安芸市ほうえいちょう3の33、0887-34-3111

24　南国病院、南国市おおそね甲1479の3、088-864-3137

25　おこう病院、南国市おこうちょうこはす689の1、088-866-2345

26　土佐希望の家医療福祉センター、南国市おこうちょうこごめ107番地、088-863-2131

27　JA高知病院、南国市みょうけんあざ中野526の1、088-863-2181

28　土佐市立土佐市民病院、土佐市高岡町甲1867、088-852-2151

29　一陽病院、須崎市赤崎町9番3号、0889-42-1798

30　須崎くろしお病院、須崎市緑町4番30号、0889-43-2121

31　わたりがわ病院、しまんと市具同あざ上永田2278の1、0880-37-2220

32　中村病院、しまんとし中村こしょうまち75、0880-34-3177

33　木俵病院、しまんとし中村一条どおり3の3の25、0880-34-1211

34　しまんと市立市民病院、しまんとし中村東町1丁目1番27号、0880-34-2126

35　いなん病院、とさしみずし越前町6番1号、0880-82-1151

36　まつたに病院、とさしみずし天神町14番18号、0880-82-0001

37　ひじりがおか病院、宿毛市押ノ川1196番地、0880-63-2146

38　高知県立はたけんみん病院、宿毛市　山奈町芳奈3番地1、0880-66-2222

39　のいち中央病院、香南市のいちちょう東野555の18、0887-55-1101

40　同仁病院、かみ市とさ山田町ひゃっこく町2丁目5の20、0887-53-3155

41　げいせい病院、安芸郡げいせい村わじき甲4268、0887-33-3833

５５ページ

42　田野病院、安芸郡田野町1414の1、0887-38-7111

43　もとやま町立国保れいほく中央病院、長岡郡もとやま町もとやま620番地、0887-76-2450

44　さめうら病院、土佐郡土佐町田井1372番地、0887-82-0456

45　安部病院、吾川郡仁淀川町岩丸102番地、0889-34-2011

46　医療法人仁新会石川記念病院、吾川郡いの町　はかわ77番地、088-892-0641

47　せいわ病院、高岡郡さかわ町乙1777、0889-22-0300

48　大西病院、高岡郡しまんと町ふるいち町6番12号、0880-22-1191

49　くぼかわ病院、高岡郡しまんと町見付902の1、0880-22-1119

50　梼原町立国民健康保険梼原病院、高岡郡梼原町川西路2320の1番地、0889-65-1151

51　大月町国民健康保険大月病院、はた郡大月町鉾土603番地、0880-73-1300

52　独立行政法人国立病院機構高知病院、高知市朝倉西町1丁目2番25号、088-844-3111

53　高知大学医学部附属病院、南国市おこうちょうこはす185の1、088-866-5811

54　特定医療法人仁泉会朝倉病院、高知市朝倉へい1653の12、088-844-2701

55　南国中央病院、南国市後免町3丁目1の27、088-864-0001

56　リハビリテーション病院すこやかな杜、高知市春野町芳原あざ北東原1316番地1、088-837-2345

57　だいいちリハビリテーション病院、高知市くたんだ2番14号、088-882-0811

58　さかわ町立こうほく国民健康保険病院、高岡郡さかわちょう甲1687番地、0889-22-1166

59　医療法人次田会足摺病院、とさしみずし旭町18の71、0880-82-1275

精神通院医療で指定する診療じょが所在する市町村の内訳は高知市が25、安芸市が２、南国市が２、須崎市が１、しまんと市が２、宿毛市が１、香南市が１、東洋町が２、

大川村が１、いの町が２、さかわ町が２、なかとさ町が１、しまんと町が１、梼原町が１、黒潮町が１です。

各病院ごとに、医療機関の名称、所在地、電話番号の順に記載しています。

１　福井小児科・内科・循環器科、高知市あたご町3丁目12の3、088-824-6556

２　内田神経外科、高知市　塚ノ原37、088-843-1002

３　青木脳神経外科・整形外科、高知市高須新町1丁目6の26、088-885-3600

４　長尾神経クリニック、高知市桟橋どおり3丁目1の15、088-834-0002

５　山下脳神経外科、高知市南もとまち3の13、088-825-2060

６　三宮心療クリニック、高知市あたご町3丁目11の27、088-824-3184

７　秋沢内科、高知市しののめ町8番47号、088-882-3770

８　メディカルカウンセリングルームいとうクリニック、高知市おうてすじ2丁目7番8号レジデンス大手前A503、088-820-7211

９　吉村神経内科リハビリクリニック、高知市百石町2丁目2番1号、088-832-6431

10　梅の辻クリニック、高知市梅ノ辻8番7号、088-833-4580

11　菜の花診療じょ、高知市おうてすじ1丁目9の22、088-825-1622

12　はまだ小児科、高知市桟橋どおり1丁目13の6、088-805-0855

13　原脳神経外科、高知市なかすいどう8の1、088-824-8181

14　クリニックひろと、高知市　長浜4823、088-841-2327

15　ながの内科クリニック、高知市にったちょう14番31号、088-837-1233

16　医療法人ケロケーロこどもクリニックケロちゃん、高知市うぐるす11の38の10、088-850-0415

17　医療法人マウナケアここからクリニック、高知市うぐるす11番38の10号あさくらメディカルビル3階、088-850-7877

18　桟橋みどりクリニック、高知市ひゃっこく町2丁目8の8、088-878-9310

19　医療法人奥田会前田診療じょ、高知市高須3丁目2の43の14、088-855-3923

５６ページ

20　はりまやばし診療じょ、高知市　はりまや町1丁目7の7川村ビル2階、088-884-6767

21　高知県立療育福祉センター、高知市若草町10番5号、088-844-5400

22　片岡小児科、高知市西じんぜんじ381の6、ハイツかおる1階、088-826-2811

23　らくだクリニック、高知市南もとまち30番地、088-855-5770

24　新本町クリニック、高知市北かねだ11の22ソフィアビル5階、088-856-7511

25　くすのせクリニック、高知市福井町811の1、088-872-2121

26　尾木医院、安芸市　ほんまち3丁目10の30、0887-34-3155

27　山本循環器内科・眼科、南国市駅前町3丁目1の41、088-864-2575

28　もりはた小児科、須崎市緑町90番地、0889-43-2211

29　まあるいこころクリニック、しまんと市具同6775の1、0880-31-1556

30　大野内科、しまんと市わたりがわ1丁目1番3号、0880-37-5281

31　田村内科クリニック、宿毛市宿毛あざ鷺洲5361の7、0880-63-1668

32　野根診療じょ、安芸郡東洋町大字野根へい1411の1、0887-28-1388

33　寿美医院、安芸郡東洋町甲浦542、0887-29-2824

34　大川村国保小松診療じょ、土佐郡大川村小松78の5、0887-84-2335

35　天王診療じょ、吾川郡いの町天王北3丁目4番地1、088-891-6678

36　とんぼクリニック、吾川郡いの町205番地、088-879-0222

37　梼原町立松原診療じょ、高岡郡梼原町松原578番地、0889-66-0031

38　石川ヘルスクリニック、高岡郡しまんと町榊山町7の23、0880-22-0002

39　さなだクリニック、高知市南はりまや町1丁目17番27号はりまやかん101、088-856-5522

40　つつい脳神経外科、安芸市ほんまち2丁目2番1号、0887-34-0221

41　脳外科・内科高知東クリニック、南国市篠原161番地4、088-821-6600

42　医療法人しょうせい会佐賀診療じょ、はた郡黒潮町さが746番地1、0880-55-2037

43　さいわい町幸せクリニック、高知市さいわいちょう6の1、088-873-5503

44　上ノ加江クリニック、高岡郡なかとさちょううえのかえ277の10、0889-40-2200

45　島崎クリニック高知市桟橋どおり2丁目12番5号、088-802-8710

46　疋田内科、香南市のいちちょうにしの2636の6、0887-56-2002

47　高知中央クリニック、高知市すぎいる14番15号、088-802-7007

48　高知こころクリニック、高知市いっく南町1丁目15の13マルナカ高知インター店2階、088-856-7489

49　医療法人じんせん会朝倉さわやかクリニック、高知市朝倉へい350番地1、088-850-0070

50　医療法人くすのせ駅前クリニック、高知市新本町1丁目14の3メディパーク高知駅3階、088-826-1702

51　医療法人福森会福森内科クリニック、高知市かずらしま2丁目3の21、088-884-3161